

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

第 5 日 目

令和 5 年 9 月 1 9 日

○出席委員

委員長	南川 則之	副委員長	瀬崎 伸一
委員	世古 雅人	委員	中村 浩二
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	戸上 健	委員	木下 順一
委員	坂倉 広子	委員	尾崎 幹
委員	世古 安秀		
議長	河村 孝		

○欠席委員（1名）

委員	山本 欽久
----	-------

○出席説明者

歳入

- ・立花副市長
- ・中村企画財政課長、横田補佐、中村係長

歳出

- ・立花副市長 ・小竹教育長
- ・中村企画財政課長、齋藤副参事、横田補佐、中村係長、小崎副室長
- ・榎健康福祉課長、北村副参事、田畑副参事、辻川補佐、中村補佐、宮本補佐、大矢副室長、小阪係長、中村係長、家田係長
- ・吉川農林水産課長、舟橋補佐、田畑補佐、谷係長
- ・高浪観光商工課長、村山補佐、村田係長
- ・高村建設課長、木田補佐、鳥羽補佐、濱崎室長、家田係長
- ・勢力消防長、武中消防次長、金子室長、平井係長
- ・岡本教委総務課長
- ・山下学校教育課長、中村補佐

企業会計及び特別会計

- ・立花副市長

(介護保険)

- ・榎健康福祉課長、辻川補佐、小阪係長

(上水)

・勢力水道課長、河原補佐、吉崎係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 平山智博  
議事総務係長

(午前10時00分 再開)

○南川則之委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

山本欽久委員から欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。

本日審査をします議案は、議案第15号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)、議案第16号、令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第17号、令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第22号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号)の4件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業・取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第15号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 おはようございます。副市長の立花でございます。よろしくお願いたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から、補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

議案第15号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出ともそれぞれ3億9,517万2,000円を追加し、補正後の総額を131億5,000万円とするものです。歳入予算につきましては、地方交付税は2,819万9,000円の増額、国庫支出金は6,001万2,000円の増額、県支出金は1,623万8,000円の増額、繰入金は426万9,000円の増額、繰越金は2億8,314万7,000円の増額、諸収入は330万7,000円の増額としてそれぞれ計上しております。歳出予算につきましては、総務費は2億8,722万円の増額、民生費は1,530万5,000円の増額、衛生費は6,809万1,000円の増額、農林水産業費は897万円の増額、観光商工費は160万円の増額、消防費は65万2,000円の増額、教育費は1,333万4,000円の増額としてそれぞれ計上しております。また、債務負担行為補正につきましては、長岡診療所指定管理業務の期間と限度額を定め、追加しております。

次に、議案第16号、令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出ともそれぞれ50万円を追加し、補正後の総額を28億2,050万円とするものです。

以上、詳細につきましては各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 おはようございます。企画財政課長の中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度一般会計補正予算(第4号)の歳入について、ご説明いたします。

補正予算書の8ページ、9ページをお願いします。

10款地方交付税、1項地方交付税、目1地方交付税ですが、本補正で必要となる一般財源の財源調整として、普通交付税2,819万9,000円を増額するものです。

次、14款国庫支出金、1項国庫負担金、目2衛生費国庫負担金ですが、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業を継続するため、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,078万8,000円及び健康被害が生じた方に支給する健康被害給付費負担金299万5,000円を増額するものです。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金ですが、低所得世帯等支援給付金給付事業を実施するため、地方創生臨時交付金1,050万円を増額します。同じく民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金では、保育所使用済み紙おむつ処理のため、保育対策総合支援事業費補助金45万3,000円を増額します。目3衛生費国庫補助金では、説明欄7、ワクチン接種事業を継続するため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,635万3,000円を増額、説明欄11は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の水道基本料金を減免するための費用として、地方創生臨時交付金892万3,000円を増額します。

次に、15款県支出金、2項県補助金でございます。目1総務費県補助金では、若年層の結婚に伴う新生活を支援するため、新婚新生活支援事業費補助金200万円を増額します。目2民生費県補助金では、とばっ子カード電子化並びに保育所使用済み紙おむつ処理のため、みえ子ども・子育て応援総合補助金229万6,000円、保育対策総合支援事業費補助金45万3,000円を増額します。

10ページ、11ページをお願いします。

同じく県補助金、目4農林水産業費県補助金、節2林業費補助金では、ライフラインに影響する危険木を事前伐採するため、ライフライン保全対策事前伐採事業費交付金110万円を増額します。節3水産業費補助金では、漁港改良工事を実施するため、漁港施設整備事業費補助金150万円を増額します。同じく県補助金、目8教育費県補助金では、小・中・高等学校入学予定者に新入生応援金を支給するため、みえ子ども・子育て応援総合補助金888万9,000円を増額します。

18款繰入金、2項基金繰入金、目6観光振興基金繰入金ですが、公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業への負担金として、観光振興基金繰入金160万円を増額します。目7みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金ですが、ライフラインに影響する危険木を事前伐採するため、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金266万9,000円を増額します。

次に、19款繰越金、1項繰越金、目1繰越金ですが、令和4年度決算剰余金として2億8,314万7,000円を増額するものです。財政調整基金2億8,160万円、観光振興基金113万9,000円、都市計画事業基金、△5万4,000円、森林環境譲与税基金46万2,000円。

次に、20款諸収入、4項雑入、目1雑入では、説明欄39、住民登録外の方の新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため、住民登録外ワクチン接種者負担金45万5,000円を増額します。説明欄51、ライフラインに影響する危険木を事前伐採するための負担金として、ライフライン保全対策事前伐採事業費負担金220万円を増額します。説明欄52、消防団に必要な備品を購入する費用として、消防団員安全装備品整備事業助成金65万2,000円を増額します。

以上で歳入の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず歳入について、ご質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

(「結構です」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、説明員交代のため暫時休憩をいたします。

(午前10時10分 休憩)

---

(午前10時15分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

初めに、2款総務費について、担当課の説明を求めます。

企画財政課長。

○中村企画財政課長 企画財政課長の中村です。よろしくお願いいたします。

補正予算の概要4ページをお願いします。

積立金(基金)でございます。地方財政法第7条の規定に基づく前年度決算剰余金の処分について、実質収支から都市計画事業基金等積立金を控除した後の剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、2億8,160万円を補正するものです。

○南川則之委員長 農林水産課長。

○吉川農林水産課長 農林水産課、吉川です。

概要は、4ページ下段をご覧ください。

基金積立金でございます。令和4年度の森林環境譲与税収入額から当該事業に充当する分を差し引いた残額46万2,000円を森林環境譲与税基金に積み立てるため補正するものです。

以上でございます。

○南川則之委員長 観光商工課長。

○高浪観光商工課長 観光商工課、高浪です。よろしくお願いいたします。

5ページ、上段をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、目5財産管理費、観光振興事業で113万9,000円の補正をお願いするものです。令和3年度から繰り越した観光振興推進事業における令和3年度の観光振興基金繰入金決算額と観光振興基金繰入金充当事業費の差額を観光振興基金に積み立てるため、基金積立金を補正いたします。

以上でございます。

○南川則之委員長 建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

同じく5ページの下段になります。

中事業目で積立金（基金）になります。予算額5万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、令和4年度都市計画税の収入額から同年度における事業費及び資産への元利償還に充当した額を差し引いた残額が当初の見込みより減額になったことから、5万4,000円減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○南川則之委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課長の榎です。よろしくお願いいたします。

補正予算の概要の6ページの上段をご覧ください。

中事業名、集落支援員事業（坂手地区）につきまして、予算額107万3,000円を計上しております。坂手地区の高齢化率は、令和5年の8月末で74.6%となっております。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加している現状にあります。また、民生委員も令和元年度から不在となるなど、高齢者の見守りや支援において地元町内会の負担が増加しています。このような中、国の集落支援員制度を活用して、複数の集落支援員によるチームをつくり、地元町内会の活動と連携した防災のための調査などの活動を通じて高齢者世帯とつながる積極的な見守りに取り組みます。主な経費は、報償費96万円となっております。

以上です。

○南川則之委員長 地方創生企画経営担当副参事。

○齋藤副参事 企画財政課、齋藤です。よろしくお願いいたします。

同じく6ページ下段をご覧ください。

中事業名、鳥羽への移住・定住応援事業で、300万円でございます。若年層の結婚に伴う新生活費用の負担軽減を目的に、新生活に係る住居費、引っ越し費用等の一部を補助する経費を計上します。

事前に提出いたしました企画財政課資料をご覧ください。

結婚新生活支援事業の事業概要となります。対象世帯は、次の①から④の全ての要件を満たす必要があります。対象費用は、新居住宅費や新居への引っ越し費。補助額は、夫婦ともに29歳以下の世帯は上限額60万円、それ以外の世帯は上限額30万円となります。

以上です。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

2款総務費について、ご質疑はございませんか。6ページまでの款です。

中村委員。

○中村浩二委員 おはようございます。6ページの下段、鳥羽への移住・定住応援事業についてであります。こちら、新たに300万円ということなんですけれども、これ、当初予算からこの補正予算に上がってきたというのは、当然新たに対象となる市民の方々が増えてきたということだと思うんですけれども、これは、それ自体はすごく応援できる内容だと思っておりますが、見込み的に当初の想定よりも増えてきたというところで、そういった要因でありますとか、そのあたりというのを少しお聞かせ願いたいと思います。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 この事業なんですけれども、補正で今回新規で上げさせていただいた事業になりますので、当初

予算では上げていませんでした。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員。

○中村浩二委員 すみません、失礼しました。そうすると、上限額が30万円で、29歳以下の世帯ですと60万円ということですが、このあたりの数字というのは、見通しとしてどのようなふうになるかということ、もしありましたらよろしくお願いします。

○南川則之委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 企画財政課、小崎と申します。よろしくお願いします。

見込みとしまして、29歳以下60万円給付の対象となる件数の見込みが4件、それから、39歳以下30万円給付の見込みが2件、合わせて300万円と想定しております。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員。

○中村浩二委員 大体その数字というのは、今までの例あたりからその数字を導き出したということでしょうか。

○南川則之委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 婚姻の数から想定をいたしました。参考に、鳥羽市での婚姻届出数が、令和3年度は42件、令和4年度は35件となっております、令和5年度の検討段階で、令和5年の4月から7月までの件数が7件となっております。恐らく年間通して30件ちょっと超える程度になるかと想定しております。

以上です。

○南川則之委員長 中村委員。

○中村浩二委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連でありますか。

濱口委員。

○濱口正久委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、頂いている資料の中に、要件がいろいろ書いてあります。その中の4番目の「その他お住まいの市区町村が定める要件を満たす」、これは具体的にどんなことなんでしょうか。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 提出させていただいた資料は国が作った資料になりますので、その他市がそういった要件をつくらなければならないことになってますが、今回鳥羽市では作っていません。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。そうすると、国の補助金の上限額がこういう設定をされている。それに合わせて今回出してきたということでしょうか。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 そのとおりです。

○南川則之委員長 よろしいですか。

山本哲也委員。

○山本哲也委員 説明ありがとうございます。教えてほしいのは、これ国のやつで活用しての設定やと思うんですけども、近隣市町での取組状況というんですか、それはどんな感じですか。

○南川則之委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 三重県内におきまして、令和5年度当初の時点で、6市町が同じ補助を既に創設しております。ただ、近隣は、この周辺はあまりなくて、一番近いところで度会町さんになります。

以上です。

○南川則之委員長 6市町はどこですか。

○小崎副室長 参考にお示ししますと、尾鷲市、熊野市、いなべ市、それから度会町、紀北町、紀宝町、以上の6市町です。

以上です。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。このあたりでは、近いところで度会町ということでございまして、ちなみにですけれども、ちょっと聞かせてもらいたい。一回設定してしまうと、なかなか財源が県のところなので、これがなくなってしまうと、同じように市の今回こうやってつくるやつもなくなってしまう、未来永劫あるもんじゃない的な感じなんでしょうか。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 現在日本で、国が進めているのが少子化対策の中になりますので、そういった流れに鳥羽市も乗っていきなと考えておりまして、それがなくなるということは今のところ想定はしていませんけれども、もしそうなったときには、検討させていただければと思っております。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。逆に言えば、ある限りは出していただけるという認識でいいですね。ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連で。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 おはようございます。新婚生活を応援しますということで、以前は定住ということで支援があったわけなんですけれども、またこのような新しい支援をしていただくということは、とても若い世代にいいことだと私は思っております。いろいろ質疑がある中で、聞かせていただいたことの中で、期間が令和5年3月1日から来年の6月31日までに入籍した世帯という様々な条件はあるわけなんですけれども、どのような周知、鳥羽市にとってこういうことがあるんだということを知っていただきたいと思っておりますので、周知方法について、知らなかったということのないようにしていただけたらと思うところからお聞かせください。周知方法。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 周知方法につきましては、これからの検討かなというふうには考えておりますが、通常で市から市民の皆さんに通知できる手段は、全部活用させていただければというふうに思っております。

以上です。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。そして、入籍にまた来られる方というのは、市民課が一番受付になられたりしますので、そういう市内の連携というのもぜひお願いしたいと思います。答弁いただければ。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 そういったことも含め、様々な周知方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○坂倉広子委員 よろしくお願ひします。以上です。

○南川則之委員長 木下委員、関連ですか。

○木下順一委員 関連です。もらっておるパンフレット、案内の中の新居の住宅費の中の1から3まであって、1番は新しい家を購入した費用、2番はアパートとかマンションを想定していると思うけれども、3番目の新居のリフォーム費用、これはどういうところを想定しているのか。3番の新居のリフォーム費用、どういうことを想定されておるのかな。新しいのに、またリフォームする費用とも読めてしまうもので、どういうことを想定されておるのかなと。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 新居というのは、婚姻された方が新しく住む場所ですので、そこが例えば中古住宅であったりとか古かったりとかというところをリフォームしていただくための費用を想定しております。

以上です。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 最近は少ないと思うけれども、同居、親世代が持っておる家へ新婚さんが来て、それをリフォームする、そういうのにも費用は充てられますか。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 すみません、国の対象になるかどうかだけ一度確認させていただきますが、新居になる部分に関してのリフォームはオーケーだというふうに認識をしております。

以上です。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 調べてくれるということやで、オーケーですわね。今までもずっと思ったりするのは、こういう国の補助があつたりして、国の条件に合わんと当然補助金も何ももらえへんわけやろうけれども、鳥羽市内の状況なんかを見ておって、それに合うようなところをもう少し考えてもらって、国からの条件の押しつけばかりやなしに、やっぱり市町の状況を加味していただいた中でこういうのをつくっていただけると、市民の方は喜ばれるんやないかなと思います。

答弁は要りませんので、以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに。

瀬崎副委員長。

○瀬崎伸一委員 すみません、最後1点だけ、ごめんなさい、最後じゃない、私からは1点だけ確認をさせていただきます。先ほど60万円の方を4件、30万円の方を2件、合計6組を想定されていると思うんですけども、有り難いことに定住が進んで若年層の結婚が進んだという場合、補助金が足りなくなってきたという場合、補正を組むというようなことも想定されていますか。

○南川則之委員長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 この想定はかなり多めに見ているつもりであります。足りなくなった場合は、その都度また検討はさせていただくんですけども、近隣市町の実績等も鑑みると、ここまで使われるかなというふうには思っているぐらいの金額を今想定して置かせていただいているというふうには認識しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員 分かりました。少し増えてくる方向へ、うまく周知が徹底できたらなと思いますので、よろしく頑張ってください。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「違うところ」の声あり)

○南川則之委員長 関連ではないですか。

(「関連ではない」の声あり)

○南川則之委員長 違うところで。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 その上の集落支援員事業で、4人に3人が高齢化。その中で、ひとり暮らしの高齢者は何パーセントぐらいおられるんですか。何人でも結構です。

○南川則之委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 健康福祉課、辻川です。よろしくお願ひします。

なかなかひとり暮らしというところまでは把握はしていないんですが、高齢化率が約75%ございますので、その割合は比較的高いかなというふうに判断しております。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 先ほど言ったように、4人に3人は高齢者なんです。そのうちのひとり暮らしの方という。それで、町内会の中でも新チームをつくって、これ今後47町あるうちの全部がこの仕組みに変わっていかないとかなような状況はもう目の前に来ておるわけですから、これをいい例にするためにも、やっぱり中身を、最終的には、本当に言葉は悪いですけども老老支援になってしまうという現状が見えておるわけですから、こういう町内会さんがチームをつくってやっていただくというのは、これ初めての取組でしょうか。

○南川則之委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 初めてでありますし、チームというのも初めてかなというふうに思います。それと、先ほど

のひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者世帯2人暮らしですけれども、町内会と話を進める中で、敬老事業に合わせて名簿をリスト化して、ひとり暮らしかどうかを家並図とかで把握していったところ、ほとんどの世帯、高齢者になってくるとひとり暮らしもしくは2人世帯というような状況にありました。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、平坦な場所じゃない、やっぱり住居自体の本当に8割が階段、そういう高齢者には困難な場所、地域ということ、もうちょっと重たく受け止めてもらわな。うちみたいに平坦な町に高齢者がどんどん増えておるわけじゃなしに、もっと苛酷な場所に高齢者が増えておるということは、もうちょっとちゃんとした新しい例をつくることによって次の段階が見えてくると思いますので。びっくりしたのは、この予算で一年間ですよ。本当にやっつけていけるのかな。違うんですか、これ1か月。一年間の予算ですよ、大体。

○南川則之委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 10月から6か月間の予算です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 6か月。本当に、課長自体坂手出身やでよく分かっておると思うけれども、僕も横から横へ歩くだけでもあはあ言わないかんような、それも階段の角度がすごいですやん。それでなくても、手すりがほとんどない。そういう場所で本当にしていただけるわけですから、町内会の要望をしっかりと聞いて、手すりのないところは手すりもつけたってくれるぐらいのやっぱり支援の体制をしっかりと整えてやっていただきたいと思います。要望しておきます。

以上です。

○南川則之委員長 ほかに関連で。

戸上委員。

○戸上 健委員 坂手の皆さん待望の事業で、担当課としては、これをよくやっていただいたというふうにはまず評価しておきます。ここで複数の集落支援員というふうになっていきますけれども、2人以上ということですよ、複数ですから。それはもうめどがついておるのかというのが1点。それから、補正予算が決まれば、いつから発足するか。その2点をお願いします。

○南川則之委員長 小阪係長。

○小阪係長 健康福祉課長寿介護係、小阪です。

町内会に活動的にボランティアで動いている対象の方が数名いまして、今その方と話をしております。補正のほうで認められましたら、10月から話をして実際に動いていく予定です。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、今回複数の集落支援でチームをとることなんですけれども、そもそも複数にされた理由と、どれぐらいの人数で想定されているのか教えてください。

○南川則之委員長 小坂係長。

○**小阪係長** そもそも人数については、補正予算で盛りさせてもらったのは最大5名というふうに上げさせても  
らっています。現状はちょっと3名の方の了承を、話をさせていただいておるんですけども、上限5人でさ  
せていただきます。ただ、なぜ複数名になったかというところにつきましては、やはり高齢化が坂手はすごく  
進んでいます、課長の説明もあったとおり。一人一人の動ける方の負担というのがすごく多くなっているんで  
すよね。民生委員の方も令和元年からちょっとようになっていただくかたがないというところで、やはり作業を分  
担してチームで町をサポートしていただく方を町内会と協議した結果、そういう町内会に対して献身的にボ  
ランティアで動いている方が複数名いらっしゃったというところでこの話に至りました。

以上です。

○**南川則之委員長** 濱口委員。

○**濱口正久委員** これ恐らく坂手のような高齢化しているところでこういう集落支援員を見つけるのは大変やと  
思うんです。それで、さらにそれをいろいろサポートしてくれている人たちが高齢化している、それでもなお  
かつやっただく人たちを探して、今回チームとしてやると。それぐらい地域としては非常に困っている中  
で、今回そういうような新たな取組をされたと思うんですけども、聞かせていただくと、今防災のための活  
動とかとありましたけれども、ふだんその5人の方がどういような主に活動をされるのかなというのはある  
んですか。それは具体的にはあるんでしょうか。

○**南川則之委員長** 小阪係長。

○**小阪係長** 作業内容につきましては、町内会と話していく上でいろんな課題が見つかりまして、やはり高齢者  
の方とつながっていない、町内会と高齢者、ひとり暮らしの世帯とつながっていないというところも多々あり  
まして、やっぱり町内会がそういう一人一人実態を把握するというのがまず第一優先なのかなというところ  
で、候補者の方、自分で自ら手書きの地図を作ってくれるぐらい献身的にいらっしゃっています。まずは高  
齢者の方とつながりを持って調査をするというところを、まず第一優先で動いていきたいと思っています。

以上です。

○**南川則之委員長** 濱口委員。

○**濱口正久委員** ありがとうございます。これ非常にいい取組で、新しい取組だと思うんです。先ほど尾崎委員  
も話がありましたけれども、今後こういうような集落支援員を入れていく中で、そういう人たちがなかなか見  
つからない場合は、こういう新しいチームとしての取組というのは考えられると思いますので、新たな取組と  
しては大いに評価したいなと思います。

○**南川則之委員長** よろしいですか。

ほかに関連はありますか。関連がなかったら、ほかのところでも。

世古雅人委員。

○**世古雅人委員** すみません、先ほどの取組、私もこの取組がどういう内容かなと、例えばほかの地域では買物  
とかいろいろそういうのがあるんですけども、確かに先ほどの答弁を聞いていますと、なかなか接触が、内  
容を把握されていない独居老人とかそういう高齢者の世帯につながっていく、病院の薬とかそういったところ  
もいろいろあると思うんですけども、その取組の内容的なところは具体的にはないんですか。どういうこと  
をしてもらおうとか。

○南川則之委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 町内会と話していく中で、いろんな困り感があるという中で、大体のことが町内会に皆さんから要望として上がってくる。その中で、特に高齢者の把握というのができていなくて、緊急時にどうやって運んだらいいのかとか、どんな状態にあるのかというのさえなかなか、大体1年ぐらいで役員交代をしていきますので分からないということで、まずその辺のところを把握した上で、防災のときに、例えば避難所まで避難できないような人なのかどうなのかというのも調査の中で見て行って、例えば2階に上がるとか、斜面のほうにある部屋から離れましょうねとか、そういう基本的なところでもつながることによって、防災対策として取組ができるのではないかと。今どんな状態にあるのかというのも、本人の了解をいただいて把握していくというのをしていきたいところです。

それと、坂であるために、ごみ出しであったりとか買物であったりするんですけども、まず一番は、最初に緊急なときのところのつながりというのを、見守りを通じて把握していこうというのが短期目標として今掲げているところです。ただ、チームでやるというのが、どうしても高齢者を高齢者が看るような状況になりつつありますので、一人当たりの責任が重いと、ちょっとなかなか受け手がないというので、相談しながらやれるような形でいきたいということが町内会と話しておる中でありました。そのような結果で予算計上させてもらっています。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 課長の説明で分かりました。私、もう少し生活のほうの、今後はそういうところにも踏み込んでいってもらうのが一番いいかなと思うんですけども、まずはそういう危険なときの生命の安全を確保するための行動がどう取れるかとか、そういうところをまずもって把握して行って、今後はいろんな問題点について業務的には拡大できればしていくのかなというふうに思われますので、すみません、ありがとうございます。しっかり頑張っていたきたいなと思います。

○南川則之委員長 よろしいですか。集落支援員事業ということで関連はありますか。なければ、ほかの項目でも結構ですので、どうぞ。

戸上委員。

○戸上 健委員 4ページ上段の積立金についてお尋ねします。財政調整基金、これで積立残高は幾らになりますでしょうか。それと、標準財政規模に占めるパーセントはどれだけになりますでしょうか。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 先日お認めいただいた決算の年度末残高が10億8,000万円だったと思いますが、そこから取り崩して1億2,700万円、端数はちょっと省略しますが、それから今回の剰余金の積立てということで2億1,800万円。トータルで12億3,449万円になります。パーセンテージとしましては、18.4%でございます。

以上でございます。

○戸上 健委員 了解です。

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

今のところでも関連はございますか。なければ、ほかでも結構です。総務のところでしょうか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)

---

(午前10時54分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、3款民生費から4款衛生費を審査します。

債務負担行為も含め、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課長の榎です。よろしくお願いします。

補正予算書の概要7ページ上段をご覧ください。

中事業名、低所得世帯等支援給付金給付事業につきまして、予算額1,050万円を計上しております。当該給付事業につきましては、6月の補正予算(第2号)で承認いただいたもので、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得者世帯等を支援する目的で、1世帯3万円の現金給付を行う内容となっております。今回の補正内容は、令和5年度の住民税均等割非課税世帯を抽出した結果を踏まえて、不足する分を追加補正するものです。

なお、課税者の税の扶養親族になっている住民税非課税世帯についても、地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠の補助対象となることを確認できたことから、本事業の給付対象に加えるものとしております。

不足する見込みとしましては、課税者の税の扶養親族になっている279世帯、そのほか抽出結果による不足見込みとして72世帯、合わせて350世帯分1,050万円の追加補正をお願いするものです。給付に係る主な財源は、全額地方創生臨時交付金となっております。

説明交代します。

○南川則之委員長 子育て支援担当副参事。

○北村副参事 健康福祉課子育て支援担当の北村です。よろしくお願いします。

続きまして、補正予算等の概要の7ページ下段をお願いします。

とばっ子カード事業として、120万円を計上しております。18歳以下の子供を持つ子育て世帯を対象に発行しているとばっ子カードの電子化に係る費用を補正します。スマートフォンのLINE画面にとばっ子カードを表示させることにより、紙のカードを持ち歩くことなく、これまでのサービスを受けることが可能となります。詳細は、後ほど別紙資料でご説明いたします。

次に、補正予算等の概要の8ページ上段をお願いします。

保育所運営事業として、360万5,000円を計上しております。保護者と保育士の負担を軽減するため、使用済み紙おむつを持ち帰ることなく、保育所で処理できるようにするための費用を補正します。

ここで、資料を提出しておりますので、2事業について、資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、7ページ下段のLINE版のとばっ子カード事業になります。

失礼しました。その前に、とばっ子カード事業と、次の8ページ上段の保育所運営事業の紙おむつの収集運搬処理業務につきましては、三重県のみえ子ども・子育て応援総合補助金のほうの採択を受けましてこの事業を開始することになります。ちなみに、この事業ですけれども、三重県が今年度から新たに創設した補助金となっておりまして、各市や町の独自性を三重県が審査して、鳥羽市のほうからは、我々のこの2事業と教育委員会の1事業の計3事業が県の補助金の採択を受けて今回事業を実施するものとなります。そのうちの2事業につきまして、説明をさせていただきます。

資料のほうが、LINE版のとばっ子カード事業になります。こちらの実施期間としましては、令和5年10月1日からとしておりますが、これは、議会の議決を経て10月1日以降に執行を開始するという予定です。こちらの資料につきましては、県に補助金を申請するときに提出した資料の抜粋となるわけなんですけれども、その中の地域における実情と課題ということで、「本市では18歳以下の子供を育てている1,300世帯を対象に、協賛事業所で様々なサービスを受けることができるのとばっ子カードを独自に発行することで、地域ぐるみでの子育て支援の機運醸成と子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていきます」と。「平成30年度から三重県が行う子育て応援クーポンと連携し本事業を実施しており、とばっ子カードの提示により、市外・県外でもサービスが受けられるようになっています。しかし、紙のカードでは携帯し忘れるとサービスが受けられないことや協賛事業所の場所が分かりにくいこと、毎年4月に紙カードを発行後、転出入者の管理が課題となっている」というところです。

今回の事業の概要ですが、「LINEを活用したとばっ子カードを開始します。対象児童の保護者が市の公式LINEアカウントでとばっ子カードの利用申請をしてもらいます。LINEの手続が本人かデータベースで自動照合する機能により、申請者が保護者である場合に情報の紐づけを行い、LINEの画面にとばっ子カードを表示します」ということで、今実際は、こういった紙のとばっ子カードを3月の末に各世帯に送らせていただいております。

すみません、事務局さん、ちょっとこれ回していただいてもよろしいでしょうか。

これを協賛店舗に持って行っていただくと提示していただくと、各協賛店舗さんの様々なサービスを受けていただくというようになっているんですけれども、今回は、紙のカードのものをLINE上で表示させることで、同じように、説明の中にも書かせてもらっている、「保護者は協賛事業所にスマートフォンからLINEのとばっ子カードを提示することで、これまでと同様のサービスを受けることが可能」となります。事業の効果ですけれども、「日常的に携帯しているスマートフォンでカードを提示できるほか、協賛事業所をマップ上に表示できるので利用率向上が期待できます。また、年度途中の申請については、原則申請書を記入いただいていたのですが、忙しい子育て世帯に配慮して、LINE上から手続を行う「書かない市役所」の実現を目指していきたいと思っております。そのほか、紙カードでは難しい利用状況や属性の把握について、オンライン上で収集ができないか協賛事業所と協議し、さらなる子育て支援サービスの向上に努めます」ということです。

手段の有効性ですが、「スマートフォンの子育て関連アプリ（子育てパスポート・母子手帳管理・保育所利用者向け等）は多数存在しますが、対象の保護者ごとに何種類もアプリをインストールしてもらわなければな

らない障壁があります。LINEは、若い世代での利用率が高いことから、別途アプリをインストールしてもらわなくても、日頃から使い慣れた操作感で利用してもらうことが可能となります」ということで、ちょっと新規性のところは省略をさせていただきますが、こういった事業を開始させていただく予定です。

次に、説明資料のほう8ページ上段の保育所運営事業の中の保育所等使用済み紙おむつ収集運搬処理業務について、説明させていただきます。

こちら、まず地域における実情と課題ですけれども、「本市は、これまで保育所や子育て支援センターにて0から2歳の未満児が使用した紙おむつは、保護者による持ち帰り対応としてきました。一方、令和5年1月23日付厚生労働省通知において、保育所等において使用済み紙おむつの処分を行うことを推奨する旨が示されたところです。また、保護者からも、衛生上の観点から持ち帰りを中止してほしいとの意見が寄せられています」ということで、今回の事業の概要は、「令和5年10月以降、保育所や子育て支援センターの使用済み紙おむつは保護者による持ち帰りをやめ、各施設で回収します。回収した紙おむつは、可燃ごみとして週3回程度収集運搬し、焼却施設に持ち込んで処理します。収集運搬処理業務は、事業者——今のところシルバー人材センターさんへの委託を想定して——に業務委託し、市が新たに購入する軽トラックを使用して回収します」と。ちょっとこの米印は省略させていただいて、事業の効果ですが、「保護者への効果としては、持ち帰りがなくなることにより、衛生面での安心感や各家庭で有料ごみ袋の購入減により経済的支援に資するものといえます」。保育所等への効果としては、「使用済み紙おむつを処理することで、排せつ物からの感染症曝露が低減されるほか、児童別に使用済み紙おむつを分ける等の作業や入れ間違いがなくなることから、保育士の業務負担軽減が期待されます」と。有効性ですけれども、「県内自治体で実施している収集運搬業務の事例を参考としております」。新規性は、「本市においては初の事業」ということになっております。持続可能性はちょっと省略させていただきたいと思います。

説明は以上になります。

○南川則之委員長 地域医療担当副参事。

○田畑副参事 健康福祉課、田畑です。よろしくお願いいたします。

それでは、衛生費につきまして、ご説明いたします。

概要8ページの下の段をご覧ください。

中事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、予算額4,059万1,000円を計上しております。令和5年秋開始接種として、オミクロン株XBB1.5に対応したワクチンの接種が始まります。令和6年3月末まで自己負担なしで接種を受けていただく機会を設けるため、接種会場の運営等に係る経費を追加補正するものです。医師、看護師、薬剤師、補助員に支払う報償やコールセンター業務、送迎用車両運行等に係る委託料など、必要となる経費を計上しております。また、予防接種健康被害救済制度について国の認定が下りたケースについて、市が窓口となって給付金を支給いたします。個別ケースへの対応のため、対象等の詳細な説明は差し控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、9ページの上の段をご覧ください。

中事業名、水道企業会計補助金につきまして、予算額2,750万円を計上しております。エネルギー・食料品価格といった物価高騰の影響に対する支援策として、水道企業会計において、2か月間の水道基本料金の

減免を行うに当たり、必要な費用を一般会計から補助する費用を補正します。財源として、地方創生臨時交付金も活用いたします。

続きまして、債務負担行為の設定について、ご説明いたします。

概要の12ページをご覧ください。

中事業名、へき地診療所運営事業につきまして、長岡診療所指定管理業務の現行の指定管理業務が今年度末で終了となります。新たな指定管理業務を委託していくに当たり、令和8年度までの期間で、9,989万5,000円を限度額とし、債務負担行為を設定いたします。歳出予算としましては、令和6年度から令和8年度までの3か年を予定しております。また、指定管理者の指定に係る件は、12月議会で審議いただく予定であります。

それでは、提出しております資料に基づき、債務負担限度額の積算等について、ご説明いたします。

健康福祉課2の資料をご覧ください。

計画に先立ち、まずは資料の下半分をご覧ください。これは、現在の指定管理業務における令和3年度から3、4、5年度の3か年の収支の状況になります。令和5年度はまだ途中ですので、決算見込みで記載しております。上のほうに外来診療や検診、予防接種等による収入、下に医薬材料や人件費等の支出額を記載しております。差引きした分が事業収支になります。指定管理料につきましては、期間開始前に算出した事業収支見通しに基づき期間内の限度額を定め、指定管理業務に要した経費や収入に増減があっても原則として増額や減額は行いません。このため、既に決算が出ている令和3年度には255万1,000円、令和4年度には48万5,000円の赤字となっております。

続きまして、上段をご覧ください。

次期指定管理期間である令和6年度から8年度について、収入、支出の見通しを立て、その差額を指定管理料限度額として見積もっています。収入につきましては、以前より人口減少に伴い毎年外来患者が少しずつ減っております。その傾向を踏まえて、診療報酬が少しずつ減少する形で積算しています。指定管理者においては、訪問看護や訪問リハビリ等の新たな事業を展開し、居宅介護収益の増加に取り組んでいただいておりますが、やはり人口減少という外的要因の影響が大きいため、収入については、その点を見込んで積算しております。また、支出についても外来診療が減るとその分薬剤料等も減少しますので、そのあたりも加味しながら積算しております。差引きしまして、令和6年度が3,239万5,000円、7年度は3,321万6,000円、8年度が3,428万4,000円の赤字となり、3年間の合計で9,989万5,000円となります。これを債務負担行為限度額とさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○南川則之委員長 説明が終わりました。

初めに、3款民生費についてご質疑はございませんか。民生費の範囲です。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、7ページの下段、とばっ子カード事業なんですけれども、今回LINEですべてのことになったんですけれども、これ、今カードを持っている人が全て自分で登録せないかん。確認だけですけれども、自分で登録して初めてそれが使えるようになるということですよ、ここに書いてあることで

いくと。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 これから、もし議決をいただいたら、事業者さんを決めて、事業者さんと仕様については考えていくんですけども、今我々が考えている範囲では、対象世帯に何かQRコード的なものを一旦送らせていただいて、その対象者の方が自分のスマホでQRコードを読ませることによって、LINE上で紐付けをさせるということを想定しています。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、紐付けすることによって、新たに割と登録が楽にできるようにということですね。狙いの中に、それで全ての方が登録をしていただくといったらおかしいですけども、登録者を増やすという狙いがあるかと思うんですけども、今どれぐらいの登録者数とか、対象とか、どれぐらいというのは分かれますか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 資料のほうにも書かせてもらっているとおり、1,300世帯のほうに、登録とかはもうこの時点では関係なくて、住民基本台帳から18歳以下のお子さんがある世帯を全部抽出してきますので、その方には今はハガキを全部送付している状況ですので、何も今の状況は、登録等は必要はないということです。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 もう一つのほうで、協賛しているお店のほうなんですけれども、そこの協賛事業所さんは何か特別なことをする必要はございますか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 これも、どこまで協賛店舗さんに求めるかにもよると思うんですけども、例えばただ単に紙カードがスマホに置き換わっただけですから、要はこれを見せるかスマホを見せるかだけの違いですので、何も協賛店舗さんとしてはやっていただくことは一緒なわけなんです。ただ、もし技術的に可能であれば、資料にも書かせてもらったとおり、事業の効果のところ、3行目、「その他、紙カードでは難しい利用状況や属性の把握について、オンライン上で収集ができないか協賛事業所と協議し」と書かせてもらっています。これをするかどうかによって、協賛事業所さんに少しご足労をお願いすることもあるかもしれません。ちょっとそこは、まだ仕様ができるかどうか分からないので、検討中ということをお願いします。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 それをすることによって、逆に言ったら、協賛事業者さんにもいろんなサービスでお客が増えるとかいうところで協賛店が増えるようなものであればいいと思うんですけども、今現在の協賛店舗がどれぐらいで、最終的にどれぐらいまで、もしこれをするによって増えることがあれば、とばっ子カードの利用増にはつながると思うんですけども、その辺のところを教えてくださいませんか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 協賛店舗は、決算のほうでも出てたかと思えますけれども、73店舗だったと思うんですけども、私どもとしても、できるだけ協賛店舗さんへの負担は軽くというか、ないほうがいいと思っておりますので、技術的な仕様も含めて、やるのであれば、協賛店舗さんにもメリットがあるような仕方をちょっと考えて

いきたいと思っております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 とばっ子カードをせっかくつくっていただいて、やっただいてるのはすごく有り難いです。今のようなカードはなかなか今の若い世代は持ち歩かないのが現実ですので、これをふだんでも使っているLINEでやっていただくというのは大いにつながるのかなと。それで、それが鳥羽のイメージも含めて子育て支援につながればすごくいいかなと思っております。ただ、周知の方法に関してはQRコードとかあったと思うんですよ。広報とばとかはなかなか若い世代が、紙ベースのところはなかなか難しいと思いますので、しっかりとその辺の周知のところをしていただければ、すごくいいことやと思いますので、お願いします。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連で。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません、このとばっ子カードの事業について、新たなLINE版ということで、私のほうには、とばっ子カードはとてもいいというふうに、子育てしているお母さんにとっては、18歳までの、すごくいい事業なんだという声が届いております。それは、ごみ袋でも頂けるのでという、そんないい事業だということを知っていて、そして新しいこの時代でITを使って市民サービスをしていくということに取り組んでいただいていると思うんですけども、一つ確認したいんですけども、先ほど必ずスマホを持っていらっしゃるお母さん、あるいは保護者の方がいらっしゃるという想定ではあるんですけども、私のほうで心配しているのは、持っていない方の両面というんですか両側面というのをどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 坂倉委員には、一昨年の決算委員会でも子育て支援センターのLINEの活用についてご質問いただいているということで、関心を持っていただいてありがとうございます。スマホを持ってない世帯への対応ということですけども、そういった保護者さんには紙のカードをそのまま継続させていただきます。ですので、どうしても使いたくないとか、今までどおりがいいという方には、こちらを以前のとおりに発行させていただきます。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます、確認させていただきました。大変苦労があるかと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 以上です。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。教えてほしいのは、LINEさんとパートナーシステム使用料ということで、今回99万円ですか、上げていただいている。来年度以降の例えばランニングの経費でありますとか、そういったところはどれぐらいになってくるのでしょうか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 LINEパートナー社に支払うお金が99万円ということで、半年分なんですけれども、こちらのお金を来年度以降は当初予算のほうで1年分の予算で計上させていただきたいなと思っております。冒頭にご説明した、みえ子ども・子育て応援補助金なんですけど、3分の2の補助率という非常に市町にとっては有利な補助金です。ただ、今回は、今年度はこの事業について採択をいただきましたけれども、これは毎年県に申請をしていかなければいけなくて、しかも毎年採択されるかどうかというのは保証されていません。ですので、もちろん来年度も、うちは、鳥羽市としてはこの事業を申請はしていきますけれども、もしそれが採択されなかった場合は、財源はちょっとまた財政と相談しながら、事業としてはなるべく継続はしていきたいなと考えております。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。続く質問はその辺をしていこうかなと思っていたところも答えていただきました。ありがとうございます。

これ結構、僕、今回きっかけになると思うんですよ、とばっ子カードとしての。今まで紙カードでうちももっていますけれども、結構使い忘れとか、ああ、使えたとか、ああ、忘れとったなというシーンが結構多かったですところもあるので、変わるのをきっかけに、先ほど言っていたいただいた協賛店さんともいろいろお話を進めていただきながら、お店での告知の仕方ですとか内容等々についてもいろいろ見直しなりなんなりしていただいて、使う方も増えてくる可能性もあるんじゃないかなというふうに思うサービスでございますので、その辺を一つのきっかけにさせていただいて、より使ってもらえる、より喜んでもらえる、双方ともに、そういった事業になっていけばいいなというふうに思いますので。予算も紙の場合やと20万円なかったような感じやったと思うので、それが年間になってくると結構なお金をかけることになってくると思いますので、その辺の効果ですとか事業成果もしっかりと意識してもらいながら、進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連は。

世古雅人委員、どうぞ。

○世古雅人委員 私、このとばっ子カードの肝というか大切なのは、協賛事業所の、ここに書かれている非常にマップ上とかサービスの内容なんか知れたら、今まであまり、とばっ子カードはプールの利用とか、先ほど委員さんが言われましたけれども、ごみ袋、その辺はものすごく有り難がられますけれども、実際に事業所の活用というのが非常に少ないのかなというふうに私は捉えておるんですけども、やる気がこのことによっても見えますので、やはりぜひそこが本当に大事なところかなと。この予算の中では、先ほど山本委員が言われたように、これだけの大きな額に膨れ上がるんかなと思うんですけども、利用、そこをしっかりとやっただけのように。サービスの内容があまり知られていないとか、協賛店が、広報とかいろんなものに一緒に同封してされてると思うんですけども、あまり魅力的なところが少ないのかなというのが見受けられますので、そこを、この内容に書いてあるように、事業所に利用がどういうふうにしたとか分かればすごくいいなと。その利用をするための策として、なかなか子育て支援を私がやってほしいというようなことは言えませんが

ども、ぜひ大切な部分やと思いますので、何らかの利用してもらえらるような策をしてもらえればな。ですけれども、このことは仕事量が必ず増えるのかなとか、協賛店と接触するのにすごい大変やなというのは見受けまますので、その辺のところをしっかりとお願いしたいと思います。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 ありがとうございます。この事業、世古委員が職員だったときに始められたんではないかなと思うんですけども、今ご提案いただきました事業所の活用ということで、我々がLINEパートナーズのほうから商談の中で聞いている機能の一つとして、例えば今いるここの現在地から協賛事業所までがマップ上で示されると。一番近い、例えばブランカさんなんか協賛店舗にいただいていますけれども、ここからブランカさんまで200メートルぐらいですよとか、それがマップ上でピンで示されるんです。ですので、自分の居住地であったり今いるところから、どれぐらいの範囲内に協賛事業所があるかとかどういったサービスをしているかということ、今までやったら紙で見なければいけなかったのが、それがスマホ上で分かるというような特典もあつたりします。

先ほど山本委員からの、予算額が増えていく中でというお話もあつたと思うんですけども、我々の真の狙いは、保護者とデジタルでつながろうとしていることが真の狙いなんです。ただ単に紙のカードをスマホに置き換えるというだけのものではなくて、それをデジタルにすることによって、例えばアンケート一つ取るにしても、今までだったら紙で郵送していたものを、LINE上で簡単にアンケートが取れるとか、そういった方向へ持っていきたいというふうに考えていますので、この事業をきっかけに、子育てのDX化というのをどんどん進めていきたいと考えております。

○南川則之委員長 世古雅人委員、よろしいですか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 頂いた資料の新規性というところに、LINEを活用した方式は恐らく全国初ではないかと述べられております。委員会で可決されたら、僕はプレスリリースをする必要があるというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 ありがとうございます。そうですね、今LINEのパートナーズという事業者さんとやり取りしている中で、この事業をやろうとしているのが、うちと、あと某県なんです。某県は来年の春にサービスを開始しようとしているそうなので、うちが速いのか某県が先にやるのか、それによってもプレスリリースの内容が変わってくると思いますので、ちょっとまた頑張つてやっていきたいと思います。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、次に、4款衛生費について、債務負担行為も含めてご質疑はございませんか。8ページと12ページです。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 保育所運営事業について伺わせていただきます。

これはもうよかった。

○南川則之委員長 終わりました。もうないです。衛生費で。

○坂倉広子委員 すみません。もう終わったんやて。

(「委員長、復活させたってもらったら」の声あり)

○南川則之委員長 いいですよ、坂倉委員。よく聞いておいてくださいね、私の。

よろしいですか。どうぞ。

○坂倉広子委員 すみません、8ページの拡充、保育所運営事業について伺わせていただきます。紙おむつの収集運搬事業ということでやっていただける説明、運用方法、いろいろ伺わせていただきました。そして、これは保護者さんにとっても、また保育士さんにとっても、とても大切な事業であると思っております。本当にありがとうございます。ちょっと確認なんですけれども、これは、いろいろ県の費用もあつたりなんかして、また国のほうもいろいろある中で取り組んでいただくわけなんです、保育所となりますと、鳥羽市としては本土と離島がありますので、離島のほうのカバーというんですか、そういうふうなのは大丈夫なのかなというふうに、シルバーさんが回収に行っていただけのかというふうな、例えば協力というのがあるのかと思ひまして、ちょっと伺いたいと思います。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 離島の収集運搬につきまして、委員ご指摘のとおり、離島への事業者さんへの委託はちょっと難しい状況です。ただ、それが理由で本土と離島のサービスに格差ができるということはやはりよろしくないと考えておりますので、何らかの方法で、離島のほうも保育所の紙おむつの処理は開始できるようにしていきたいと考えております。

○南川則之委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。いろいろご苦労があるかと思ひますけれども、鳥羽市の子供たちのために、またどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一つ、これは恒久的な支援、運営事業として考えさせていただいてもよろしいのでしょうか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 今のところ、サービスをスタートする段階ではありますけれども、できる限り続けていきたいと考えております。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。以上です。

○南川則之委員長 坂倉委員、よろしいですか。

(「委員長、関連して、ちょっと」の声あり)

○南川則之委員長 いいです。

木下委員、どうぞ。

○木下順一委員 収集運搬のことでちょっとお聞かせください。今も保育所なんかにも市の収集運搬車が週に2回収集に行つて紙おむつなんかも持ち帰つておると思うんですけれども、今度シルバー人材センターさんが

週3回行くようなことが書いておいてありますけれども、全部おむつに関してはシルバーさんにやっていただくということなのか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 今現状は、おむつは保護者さんに持ち帰っていただいているので、週2回収集運搬に来ていただいているのは、それ以外の可燃ごみになります、保育所から出る可燃ごみです。今回シルバーさんに委託をしようとお願ひしていますのは、それとは別の、紙おむつのみを収集運搬していただくということです。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 ちょっと私が認識不足なのか分からんけれども、今は紙おむつを保護者さんに持ち帰ってもらっていますけれども、それは、収集運搬車に積むことはできないんですか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 使用済み紙おむつを保護者さんに保育所からご家庭に持って帰っていただきます。ご家庭で普通の可燃ゴミとして捨てられているという状況です。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 いやいや、保育所に2回ばかり来てもらっていますやんか、生ごみとかそんなの。その2回来ていただいております中に紙おむつと一緒に処理して運んでもらうことはできないのかということです。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 それもできなくはないんですが、やはり使用済み紙おむつの特性上、特に夏場などは、週2回となると間が空き過ぎるんです。なかなかちょっと臭いとか衛生上の観点からも週2回ではやはり厳しいという保育所長等の意見がありましたので、それで週3回別途業者さんをお願いをするということで話がまとまりました。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 ちょっとくどいようやけれども、収集運搬車が週2回来るなら、シルバーさんには週1回でええんと違うかなと思ったんですけども、そのあたりは検討されましたか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 それも、いわゆる収集運搬に持って行ってもらうとか週1日だけ足すということも検討はしたんですけども、事業費からいって、それほどすごく大きく変わるというものでもありませんので、今回は、この事業費のうちかなりの部分が軽トラの購入費に充たっていますので、収集運搬自体は、もうシルバーさんに週3でやっていただくかなということで考えております。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 分かりました。せっかくええ事業をやってもらうので、ここでやめておきます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

瀬崎委員、私からちょっと質問させてもらってもいいですか。

(委員長交代)

○瀬崎伸一副委員長 委員長。

○南川則之委員 みえ子ども・子育て応援補助金のことについて質問させてください。副参事、先ほど県の補助金ということで、今回申請して3事業が採択になったということですが、私もちょっと県のほうには確認させてもらったんですけども、三重県全体で103事業が上がっておって、そのうちの53事業が採択になったということで、単年度の事業ということで、かなり厳しいということで、内容を確認したんです。そして、各市町から上がっている、この補助金要綱に基づいて103事業を点数化して、それを点数の上から予算の範囲内で取りましたということで、鳥羽市は5事業を申請されて3事業が採択になったということで、来年の話も先ほど副参事も言われたんですけども、来年は、今回通ったらこの3事業というのは必ず通るのかなと聞いたんですけども、それは難しいと。毎年毎年申請されて、今も2分の1、申請の半分ぐらいしか通っていないということで、来年は申請するけれども通る可能性は保証しませんよという話をされていました。

ということは、先ほど副参事が言ったように、このサービスをできるだけ続けたいということで今回この事業を進めておると思うんですけども、一般財源でも本当に、財政の話になると思うんですけども、県の補助金がなくなった後でも継続して予算付けをしてほしいと思うんですけども、その辺の考え方。本当は、5事業上げて、ほかの2事業は何が不採択になったのかということも聞きたいのは聞きたいんですけども、県も教えてくれなかったんですけども、この3事業を継続すべきやと、上げる限りはと思うんですけども、その辺の県の補助金の絡みと含めて、担当課の考えはどうかということを教えてください。

○瀬崎伸一副委員長 北村副参事。

○北村副参事 みえ子ども・子育て応援総合補助金なんですけれども、先ほども申しましたとおり、知事の肝煎りの施策として今年度から新たにできた補助金です。県のほうは、確か予算5億円の財源で、各市町から申請を受け付けて、先ほど委員長がおっしゃっていただいたとおり、交付決定事業数が26市町53事業と。申請事業自体は26市町103事業であったということで、補助申請額が7億4,900万円ということで、交付決定額が3億200万円ですので、約半分の事業しか申請に対して決定がされていない。それだけ、みえ子ども・子育て応援補助金の使い勝手がいい。それから、あと交付率も、北勢のほうは2分の1なんですけれども、南勢のいわゆる過疎市町は3分の2ということで、非常に財源的にも有利な補助金となっています。ですので、各市町もいろいろと案を出して、なんとかこの補助金を取りにいこうというふうにされていたんだと思います。鳥羽市も5事業を上げさせていただいて、これには、市長、副市長に最終的にどの事業を、優先順位をつけて上げるかというのを決めていただいて、それで県のほうに申請をしました。その5事業につきまして、県のほうで審査会が開かれて、最終的に鳥羽市は3事業について採択を受けたという状況になります。

それで、我々としては、先ほども申しましたとおり、この補助金は大変有利ですので、来年度も当然これは取りにいきたいと考えておりますが、その考えはよその市町も同じでして、恐らく今年度の採択結果を見て、こういう事業も使えるんじゃないか、ああいう事業も使えるんじゃないかと、やっぱりよそも考えることは一緒だと思います。ですので、さらに来年度以降はこの補助金を取りにこようとしないかと思われるので、競争がすごく激化すると。ですので、今回我々が受けた3事業も、必ず来年採択を受けるとは限らないということが言えると思います。ただ、事業としては、こういった形で健康福祉課も2事業上げさせていただいておりますので、財源についてはちょっと私からは申し上げられませんが、財務係とも調整をしながら、できるだけこの事業は長く続けていきたいと考えております。

以上です。

○瀬崎伸一副委員長 委員長。

○南川則之委員 今年申請をしなかったのは、四日市市と朝日町と川越町という1市2町です。副参事が言われたように、かなり補助率がいいということで、みんな申請しようということがあって、いろんな点数が上がるように申請すると思いますので、また来年以降も継続して申請されると思いますので、ぜひそういった子育ての点も含めてしっかりと申請してほしいのと同時に、県の補助金がなくなっても、うまく財務と協議しながら、できるだけ長く継続した事業としてほしいなということで、よろしくお願ひします。

○瀬崎伸一副委員長 副市長。

○立花副市長 言いにくいやろうと思いますので、私から一言。当然これ申請するときも、5事業を出していくときも、そういう金の切れ目が縁の切れ目みたいなことになるといかんから、ある程度腹の中で、これからも続けていくことを腹をくくって出していこうやんかということで出しますので、これで出していこうかとかいろんなこともあろうかと思ひますので、言い切りはできませんけれども、私どもとしては継続してやっていきたいという事業を出していつ採択されたというふうに考えています。

(委員長交代)

○南川則之委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて4款衛生費について、先ほど言ひました債務負担行為も含めて、ご質疑はございませんか。どうぞ、中村委員。

○中村浩二委員 9ページの水道企業会計補助金で少しお聞きしたいんですが、本当に物価高騰の影響の中で、水道基本料金の減免、これ本当に多くの市民の方にとって、うれしい事業ではあると思うんですが、予算の一般財源で2,857万7,000円というのがここに明記されております。財源というのは、どういう形で、一般財源のほうから出ているところを教えていただきたいんですけども。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 地方創生臨時交付金は、国から各市町村に対して交付限度額というものが定められてまいますけれども、いろんな事業を実施していく中で、事業を決めていく順番がたまたま水道企業会計の補助金が最後になったので、今のところ財源は残額が充ててあって、残りが一般財源という形になっているかと思ひますが、今後の他事業の進み具合でその辺の調整がなされるものと思ひております。

○南川則之委員長 中村委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。衛生費の債務負担のへき地診療所運営事業も併せてあれば、よろしくお願ひします。木下委員。

○木下順一委員 ちょっと戻りますけれども、コロナワクチン接種事業、これの対象者だけ、ちょっと秋以降のだけお答えください。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 令和5年度秋開始接種につきましては、6か月以上の方全てに接種機会はありますけれども、国のほうが新型コロナウイルスワクチンの接種を勧奨していく対象としては、65歳以上の方あるいは基礎疾患を有する方というふうになっております。

○木下順一委員 よく分かりました。ありがとう。

○南川則之委員長 よろしいですか。人数は確認せんでもいいんですか。いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時43分 休憩)

---

(午前11時49分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、5款農林水産業費から9款教育費を審査します。

担当課の説明を求めます。

農林水産課長。

○吉川農林水産課長 農林水産課、吉川です。よろしくお願ひします。

概要のほうは9ページ下段のほうをお願いします。

みえ森と緑の県民税事業ですが、596万9,000円の増額をお願いするものです。台風などの倒木被害により、ライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に対しまして、県の補助金を活用して、電力会社と連携しまして取り組むための費用を補正計上しております。この事業に係る費用としましては、委託料440万円となっております。また、町内会、自治会から申請されました危険木伐採事業費補助金の1次募集の結果、当初の予算額を上回る12団体から応募があり、当初予算450万円に対しまして106万円の不足となっております。地域からの要望状況を勘案し、2次募集を実施したく、1団体の追加申請見込み額を加えた費用としまして、補助金156万円を補正計上しております。

ライフラインを守る事前伐採事業の内容につきまして、少し説明をさせていただきたいと思っておりますので、事前に提出させていただきました資料の農林水産課1という資料のほうをご覧ください。

タイトルですが、青に白抜きの字で「災害からライフラインを守る事前伐採事業の基本的な考え方について」というものです。タイトルの下、水色の囲みの上に「背景」とあります。3行目の「県内でも」というところからなるんですが、「県内でも、昨年度の大規模台風では、倒木による配電線の断線や配電柱の倒壊などのライフラインが寸断され、大きな影響を受けました」。続いて、「災害時のライフラインの寸断は、行政の防災機能に大きな支障を及ぼし、多大な労力とコストの増大が想定されますことから、ライフラインの保全是喫緊の課題であります。一方、これまでも電力会社等が倒木被害からライフラインを守るための事前伐採を試みてきましたが、民間企業単独では地元調整等が課題となって対策が進まないという状況にあります。そのため、事業者と県・市町が連携したライフライン沿いの倒木対策として、この県民税を活用した事業の構築を早急に進める必要があるとしております」。

その下、新たな事業の構築についてというところを見ていただきますと、事業内容として、「台風などの倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に電力会社等と連携して取り組む市町に対し、県が支援する」とあります。このことにつきまして、鳥羽市、県、中部電力パワーグリッドの3者で今年

の3月にこの事業に関する協定を締結しました。また、7月には事前伐採推進協議会という会議を開催しまして、協議会設置要領の制定、事業計画について協議をしたところでございます。

なお、この協議会には、総務課と建設課のほうも入ってもらっています。

この事業のスキームですが、資料右上の3者協定という黒色の囲みのほうを見ていただきますと、三つの丸がございまして。左に県、右に市町、下にライフライン事業者、これは中部電力になります。まずは、右端の青枠に地元自治会等とありますが、ここから市に対して危険木の伐採等の地元要望があります。その地元要望を基に、中部電力が現地で電線等に影響のある危険木を選定し、その伐採に向けて3者で事業を進めていきます。今年度の事業箇所としましては2か所を予定しております、一つはJR鳥羽駅側にある鳥居に近い山側の木と、あと河内町の片岡屋を過ぎてから右に入る道沿いの木を予定しております。この事業に係る負担割合ですが、緑の枠に書いてあります、市町は4分の1、中部電力が2分の1、あとは県が4分の1となります。市負担分の財源につきましては、県民税となります。

今回の補正ですが、事前伐採推進協議会を設置する必要があるということで、今年度から始める事業ということもありまして、関係機関と調整する中でこのタイミングでの補正となりましたので、申し添えさせていただきます。

続きまして、概要の10ページ上段をお願いします。

漁港整備事業は、300万1,000円の増額をお願いするものです。

農林水産課資料2のほうをご覧ください。

菅島漁港の消波突堤ですが、構造としまして、中が空洞になっており、波の力を逃すために天端に設けている吹き抜け部にグレーチングを設置しております。このグレーチングは鉄製であるため、写真のように腐食や破損をしており、漁業活動の安全性を確保する必要があることから、ステンレス製のグレーチングに取り替える改良工事を行うための費用を補正するものです。これは昨年度からの事業となるんですが、取替えが必要な数は、二つの突堤で、全部で24基あります。昨年度につきましては8基を取り替え、今年度につきましても8基程度を予定しております。事業箇所は、図の左、①の突堤で2基、右の②の突堤で6基を予定しております。また、財源である県補助金の補助金額の確定が今年度に入ってからとなりましたので、このタイミングでの補正となりました。補助率は2分の1となります。

以上でございまして。

○南川則之委員長 観光商工課長。

○高浪観光商工課長 観光商工課、高浪です。よろしくをお願いします。

概要10ページの下段になります。よろしくをお願いします。

6款観光商工費、1項観光費、目2観光振興費、観光振興推進事業で160万円の補正をお願いするものです。伊勢志摩地域を対象エリアとして、デジタルツールの活用による利便性、周遊性の向上を目的に、伊勢志摩観光コンベンション機構が実施する公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業に対して負担金を支出するための費用を補正いたします。本事業は、公共交通と連携した面的DXに取り組み、地域のプラットフォームとして発展させることで、大阪万博や次期式年遷宮に向けた基盤づくりを図るものでございます。

さきに提出いたしました資料をご覧ください。

この事業は仮ではありますが、伊勢志摩Ma a Sと呼んでおります。Ma a Sとは、地域住民や旅行者の移動ニーズに対応し、公共交通やそれ以外のサービスを組み合わせ、検索や予約、決済などを一括で行うサービスのことでございます。このサービスを伊勢志摩観光コンベンション機構と近鉄グループホールディングスがそれぞれシステム構築及び連携をして行うものでございます。

大まかな仕組みを図で示しています。このサービスは、一つのウェブサイトで行います。左側に、伊勢志摩観光コンベンション機構の実施する事業を書いています。コンベンション機構では、旅の案内として、お勧め旅行プランの紹介や周遊のためのスタンプラリー機能の設定、また、地域観光情報の発信やコンベンション機構の会員である民間事業者様と連携したデジタルクーポンの発行等も検討していく予定です。右側は、近鉄グループホールディングスです。お得な切符として、鉄道やバス、船などの企画切符、タクシー予約や近鉄特急券の購入、宿泊・観光施設と連携して宿泊予約や観光施設の入場券の購入などができるように進めていく予定です。また、このウェブを活用した方のデータについて三重県のプラットフォームと連携し、観光動向等の分析を行うことも可能となりました。

資料2ページは、この仕組みをさらに図にしたものになっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○南川則之委員長 消防長。

○勢力消防長 消防本部、勢力です。どうぞよろしくお願いたします。

消防費の補正予算について、ご説明いたします。

補正予算概要11ページ上段をお願いたします。

目2非常備消防費、中事業名、消防団災害防御対策経費におきまして、火災時等に消防団員が安全に活動できるよう消防団員等公務災害補償等共済基金による消防団員公務災害防止活動援助事業の採択を受けた後、携帯投光器ヘッドライト120個を各分団に配備するための経費65万2,000円の増額をお願するものでございます。主な財源は、消防団員安全装備品整備事業助成金で全額充当いたします。

以上で消防費の説明は終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○南川則之委員長 教育委員会学校教育課長。

○山下学校教育課長 学校教育課、山下です。どうぞよろしくお願いたします。

9款教育費について、ご説明いたします。

補正予算の概要11ページ下段をご覧ください。

中事業名、教育支援事業につきまして、1,333万4,000円の補正をお願するものです。

さきに提出しました資料に沿ってご説明いたします。

子供たちの成長の節目となる小学校、中学校等への入学並びに中学校等卒業後の進路に係る準備の際には、学用品や部活動の用具など様々な購入品が必要となります。子育てに係る経済的負担を軽減するため、応援金を支給し、次代を担う子供の健やかな成長を支援します。支給対象者は、令和5年10月1日から令和6年1月1日まで継続して鳥羽市内に住民登録があり、令和6年4月から、学校教育法で定める小学校、中学校等へ入学する児童・生徒及び令和6年3月に中学校等を卒業する生徒の保護者となります。

○南川則之委員長 ちょっとお待ちください。

続けてください。

○山下学校教育課長 支給対象者への所得の制限はございません。主な経費は、応援金1,322万円となります。支給金額は、児童・生徒一人につき、小学校等への入学は3万円、中学校等への入学及び中学校等の卒業生は5万円を計上しています。主な財源は、みえ子ども・子育て応援総合補助金888万9,000円となります。申請方法及びスケジュールにつきましては、1月下旬に対象者へ支給申請書を送付し、申請書を受け取り後、確認及び可否を決定し、2月下旬から3月末までに応援金の支給を予定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

昼食のため休憩いたします。午後1時から質疑のほうを行います。

(午後 0時01分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。

初めに、5款農林水産業費について、ご質疑はございませんか。9ページと10ページの上段です。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、1点だけ確認なんですけれども、9ページの下のみえ森と緑の県民事業税の中で、ライフラインを寸断する恐れがあるところ、これ資料を頂いていますけれども、これ、よく地元の住民、自治体と電力会社と電線があつてという話をされるんですけれども、基本的には、これは、やり取りは市町の協議会の中で、電力会社とどこを切るかというのは要望の中から決めていくということによかったんですよね。これ地元が電力会社と直接やり取りをするように皆さん思われているんですけれども、確認で、それが市町のほうに一旦上げて、その中の協議会の中でどこを切るかというのを決められるというのでよかったですか。

○南川則之委員長 吉川課長。

○吉川農林水産課長 そのとおりです。地元と事業者とは直接話をせず、市が一旦受けて、そこから中部電力さんをお願いして、現場確認としまして、ここがいいんじゃないかということで決めるということです。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 よく寸断されたりとか、電力会社の方が来られたときに、工事の方が話をされているときがありますけれども、あくまでもそれは、その中で、地元から市のほうに上げていただくということによかった。ありがとうございます。

(「関連」の声あり)

○南川則之委員長 関連で。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 電柱が建つておる場所というのは、ほとんど個人の土地に建つておると思うんです。市の土地にもあると思うんですけれども、そういう個人の土地に建つておって、ライフラインですから、その伐採の対象というのは大体どれぐらいあるんですか、鳥羽市で。そこまで把握していませんか。今回伐採する範囲の中

に、個人の土地というのはどれぐらい入っていますか。そこまで把握してへん。

○南川則之委員長 舟橋課長補佐。

○舟橋課長補佐 件数は分かるんですけども、個人の。

○南川則之委員長 自分の名前を名乗ってください。

○舟橋課長補佐 農林水産課の舟橋です。よろしく申し上げます。

件数のほうは、要望件数の方は分かっているんですけども、そこが個人の土地というのはちょっと今現在把握してなくて、ただ、町内の要望ですので、個人さんのところには、承諾書を頂いて切る段取りは取っています。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、個人の土地で電柱が建っておったら、年間5,800円ぐらいかな、もらえるんです。

うちもらっておるもんで、その部分に関しては、自分で切らないかんとところは切っておるもんでね。もちろん電柱ですけども、そこら辺もちょっと加味して、貸してお金をもらって、問題になったら行政と設置会社が処理せないかんというのが、今後どんどん増えてくると思うんです。こういうのをやっぱりもうちょっと進んだ対処があれば、検討してやっていっていただきたいということなんですけれども。ただ、個人の土地がほとんどやと僕は思っていますから、そういうことに関して、いつまで皆さんの税金を使っていくのかというのはまた問題だと思っていますので、そこら辺もまた次に質問したいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連はございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 今のところ、この委託料というのは、中電さんをお願いをして、440万円というのは、先ほど2か所、JA鳥羽駅の近くと河内町へ入っていくところ、その2か所については、あらかじめ現地を見て積算して、440万円ぐらいになるなということでこれを上げられておるか、確認だけです。お願いいたします。

○南川則之委員長 舟橋課長補佐。

○舟橋課長補佐 舟橋です。委員のおっしゃるとおり、事前に現場のほうを見て、積算のほうをさせていただいています。

○南川則之委員長 木下委員、よろしいですか。

○木下順一委員 よろしいです。

○南川則之委員長 ほかに関連はありますか。関連がなければ、今10ページの上までです。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、次に、6款観光商工費について、ご質疑はございませんか。10ページです。

濱口委員。

○濱口正久委員 観光振興推進事業なんですけれども、今回伊勢志摩コンベンション機構の実施する伊勢志摩周

遊デジタル化推進事業なんですけれども、参加されているところというのは、コンベンションさんと、公共交通でいくと近鉄さんのみということではよかったのでしょうか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 このウェブをつくり上げるに当たっては、コンベンションの中でも、伊勢、鳥羽、志摩、それから南伊勢、それと明和町が入っております。それと近鉄グループホールディングスさん、あと三重県さんも入っております。このメンバーで進めているところです。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 コンベンションの中の公共交通のイメージのデジタルの中には、JRさんは入っていないというところでよかったのでしょうか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 今のところ、JRさんは入っておりません。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今のところという、今後そういうふうな発展をされるのか、それとも、それはなしで考えられているのか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 今後の発展の仕方ではあるかとは思いますが、恐らく入ってこないと思います。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ、公共交通を利用した、活用したもので、それを基にいろいろな周遊のデジタル化を促進していくということだと思うんです。今後さらに連携した面的DXで地域のプラットフォームとして発展させるとありますけれども、今後のこの展開を進展させるという方向性の中にどんなものが含まれておるのか、今分かる程度で結構ですが。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 資料に書かせていただいたように、公共交通だけではなくて、例えばコロナ禍で多々やっておりました様々なキャンペーンがこの中でできることになります。あと、民間事業者さんが自分で自分のところでクーポンを発行したりということもできます。あとは、観光案内であるとか、あと鉄道だけではなくて、バスとか船とか私どもの市営定期船なんかも範疇に入ってくるかなと思っております。そのような発展のさせ方をしていきたいと思っております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうしますと、この地域プラットフォームと発展した中で、今までやってきたミジュマルバスと定期船のところのデジタル切符とか例えばデジタルクーポンとかということを入れていく可能性も今後の展開としてはあるということではよかったのでしょうか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 まずはリンクを貼るところから始まるんだと思いますけれども、その後は、例えば予約ができたりとか決済ができたり、まだ鳥羽市のほうでそういう仕組みが出来上がっていないはずですので、そのあたりも進めながらいく予定になっております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ非常に大きな可能性を秘めた大きな事業であるような気もするんです。今までやってきたいろんなものを、一つのところで、入り口でできるようなところも検討されていると思うので、これが将来的にいろんなところに発展できればなど期待はされるんですけども、今考えられるような課題とかというのはあるんでしょうか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 課題としては、こういったウェブであるとかアプリであるとかというのは、今あまたにあるものでございます。ほかにも例えばバスの切符が買えたりとか鳥羽市内の定期船の切符が買えたり、あと時刻表が見られたりというサイトはあると思います。そのサイトにどれだけ勝てるかというところが勝負だと思います。ですので、近鉄さんではありますけれども、伊勢志摩全体で盛り上げていく必要があります。これは非常に大きな課題だと思います。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 それぞれが今便利になっている世の中で、いろんなものがあるコンテンツの中で、これを使うというメリットをしっかりと構築していただきたいのと、これは今後会費等の負担があるかと思しますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連で。

山本哲也委員。

○山本哲也委員 すみません、ちょっと説明してもらっておったらあれなんですけれども、負担金ということで、全体の事業費のうちの、鳥羽がどれだけ負担しておって、ほかの市町がどういった割合で負担しているのかも、分かれば教えてください。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 すみません、まず負担の割合ですけれども、三重県が550万円、伊勢市、鳥羽市、志摩市が160万円、それから明和町が55万円、南伊勢町が15万円というふうになっています。全体で1,100万円です。それと、これに関しては、市町の負担はこれだけですけども、そもそも近鉄のほうでウェブのほうを構築しておりますので、非常に莫大な予算がかかっていると聞いております。

以上です。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。割合についてどうこう言うつもりはないんですけども、そういった形で、皆さんで持ちながら面的に進めていくということやと思います。先ほどの説明で大体ニュアンスは分かったんですけども、鳥羽市としてどんどん活用していかんと、多分課長がおっしゃるように利用者増とかそういうふうになっていかないと思うんですけども、参加される市町、三重県さんとかも同じように、温度差があって、鳥羽市だけが活用しようとかとしておってもあかん話やと思うんで、しっかりとその辺は皆さんで高め合ってしてほしいなというのと、あと確認ですけども、どんどんこのサービスというか仕組みを使いな

がら、鳥羽市としてもこの仕組みにどんどん事業を打っていったりとか活用していくという方向性でいいんですか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 特に資料の左側、コンベンション側の面的DXのところ、面として使うというところで、たくさんの宿泊施設、観光施設が鳥羽市にもありますので、皆さんに参画いただいて、いろんなスタンプラリーであるとかキャンペーンとか打っていただけたいというふうに思っておりますので、活用はどんどんしていきたいと思います。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 コンベンションの取組としては、これインバウンドも視野に入れてはいますか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 インバウンドは、今のところ入っていない状況です。ただ、本当にインバウンドを入れていかないと大きな広がりにはなりませんので、今後の伊勢志摩全体での話合いの中では、どんどん話題に出していきたいと思います。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり月に200万人から日本に來られておる中で、まだそういう取組が本当に、いい悪いじゃなしに、この内容自体が日本版だけの取組なのか、ちょっとでも外国に対しての発信にもつながるのか、そこら辺はどうですか。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 インバウンドのお客様には一括したサービスというのは非常に必要だと思いますし、ニーズもあろうかと思っておりますので、まだ恐らく国内だけの取組になろうかと思っておりますけれども、検討課題ではあります。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 なんで、そこでインバウンドの取組も含めた協議にならへんだのか、そこら辺を教えてください。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 まず、近鉄ホールディングスさんのウェブサイトであるということが大きいと思います。話合いの中では当然インバウンドはどうなんだという話合いも出ておりますが、まずは近鉄さんの土台を使わせていただいて、やるということですので、少しそのあたりが課題となっておりますので、引き続き伝え続けるしかないのかなというところです。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 公共交通の活用という言葉が入っている限り、近鉄さんは日本語だけでやっているかどうか分かりませんよ。だけれども、コンベンションとしたら、インバウンドの問題は別としても、やっぱり英語、広

東語、そこら辺は入れて物事を進めるのが本来の形じゃないかなと思っておるんやけれども、それが入ってへんという、もうコンベンションとしたら、近鉄さんにおんぶに抱っここの公共交通活用になっていくんですか。独自性はないということですね。

○南川則之委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 この伊勢志摩M a Sに係るこのサービスに関しては、現在のところ国内だけの、国内というか日本語のみの活用になっていきますが、これだけではなくて、ほかの取組も合わせてインバウンドの誘客は進めていく必要があると思っております。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今さら言っても、ないと言われたらそれまでなんやけども、ぜひとも、伊勢志摩コンベンション機構として、機構ですからね、協会とかそんなやない機構ですから、あらゆるものを含んでおると思います。ぜひともインバウンドを、今からでも遅くないと思いますので、それも共有した部分で使っていただければ、より一層拍車がかかったんじゃないかなと思います。これは検討課題として考えてください。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連はありますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、次に、8款消防費についてご質疑はございませんか。11ページです。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ご質疑もないようですので、続いて9款教育費について、ご質疑はございませんか。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 一応聞かせてほしいんですけども、この事業は三重県下各市町の取組状況はどうですか。同じようにやっているのかどうかというような、そういうところ。

○南川則之委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 学校教育課、中村です。よろしく申し上げます。

県内の実施状況は。

○南川則之委員長 もう少しマイクを近づけてください。

○中村課長補佐 失礼しました。県内の支給状況は、金額や支給条件等はそれぞれ違うんですけども、現在6町が実施をしております。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 6自治体のみで、鳥羽市はこういう取組をやっている、やってないところがある中で、子育て支援として県の事業を活用しながらやっていくという。分かりました。金額はそれぞれいろいろ違ってくると

ということですね。

そして、ちょっとその中で、この資料を見ていますと、10月1日から1月1日まで継続して鳥羽市に住民登録されている方が対象者ということで、申請期間は1月で、支給は3月までに全て支給がされるんですか。

○南川則之委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 1月中に申請書を送付しまして、県の補助金も活用し、あと応援券ということから、3月中に支給を終了する予定です。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 そうすると、これ入学する際に様々な購入品が必要ということであれなんですけれども、聞かせてもらったのは、そこで、そうすると高校に入学される方もというふうになっているんですけれども、100%高校、中学校を卒業されて入学されるのかという疑問点が1点あったのと、支給者に対しては、10月1日からこの間に転出される方にも、4月に転出される方もおもうんですけれども、そういった方にも支給されるのかというところを聞いたかったですけれども。

○南川則之委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 まず、10月1日とした基準は、学校教育法施行令において定められている新入学者を把握するための学齢簿の編成の日が10月1日ということで、まず10月1日を設定させていただきました。1月1日にしたのは、引き続き一定期間は居住していただきたいという思いもあることから1月1日としています。高校入学ということで、3月中に転出される方も見えるかもしれませんが、中学校を卒業した方を対象としていますので、転出された方にも支給はされます。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 分かりました。そういう方針であるので私がどうのこうのじゃないですけれども、鳥羽市から転出された方も支給されるのかなという疑問というか、ちょっとその辺を確認したかったので聞かせていただきました。ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連で。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この総合補助金の中身というのは、新成人応援金に使うということだけじゃないですよ。幅広く出てるうちの、うちはこれを使ったという考え方でよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 学校教育課としては、こちらの応援事業を申請しました。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 3億円出てるんです。その中でも。

○南川則之委員長 尾崎委員、マイクを。

○尾崎 幹委員 すみません、3億円が出ておって、申請が7億4,000万円出ておるんです。そのうちの、うちはこれだけ取ったという考え方でよろしいんやね。競争の中で勝ったと。それで、これを子供らの応援したという考えでよろしいんやね。頑張った。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに。

山本哲也委員。

○山本哲也委員 先ほどの尾崎委員の質問にも関連するんですけども、財源のところに応援補助金を使っていたいただいていますけれども、これがなくなってもこの制度は出し続ける覚悟、先ほど副市長の説明もあったと思うんですけども、出し続ける覚悟があつての設定ということでよろしいですか。

○南川則之委員長 小竹教育長。

○小竹教育長 政治的判断がありますので、教育委員会としては申し上げられないところでございますけれども、そのつもりで予算設計をさせていただいております。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 継続して多分申請はしていくんでしょうけれども、三重県のページを見ていますと、新規性であつたりですとかいろんな対象事業の審査項目の中で、取組の広がりがあるかですとか事業の効果、有効性、新規性、持続可能性とかそういったところが事業の評価対象になってきておるのかなというところで、果たしてこれが継続して採択されるという保証が、先ほども説明していただきましたけれども、ちょっとその辺の観点からいうと弱いんじゃないかなというところで、なくなっても本当に、なくなったらなくなったとなってしまうのはあれかなというところはありますので、先ほどの繰り返しの、多分副市長の説明も繰り返しになるかと思うのであえては要らないんですけども、その覚悟があつて出していただいておりますということやと認識させていただきますので、ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連でありますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。

ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午後 1時23分 休憩)

---

(午後 1時25分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

特別会計補正予算の審査に移ります。

それでは、議案第16号、令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課長の榎です。よろしく申し上げます。

介護保険事業特別会計の補正予算について、ご説明いたします。

補正予算の概要の13ページをご覧ください。

中事業名、保険料還付及び償還等事業につきまして、予算額50万円の増額を計上しております。内容といたしましては、第1号被保険者の過年度の保険料過誤納金に係る償還金について不足が見込まれることから、必要額を補正するものです。

以上よろしく願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

(「結構です」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。説明員入退室後すぐに始めます。

(午後 1時26分 休憩)

---

(午後 1時27分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第17号、令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)について、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○勢力水道課長 水道課、勢力です。よろしく申し上げます。

それでは、企業会計の補正予算書、あと補正予算の概要、資料の一部を提出させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

補正予算書のほうをご覧ください。1ページです。

議案第17号、令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第2条収益的収入及び支出の補正といたしまして、収入では、第1款水道事業収益、第1項営業収益で2,695万円の減額補正を行い、第2項営業外収益で2,750万円を増額し、補正後の水道事業収益を12億535万円としております。その下の支出では、第1項営業費用で55万円を増額し、補正後の第1款水道事業費用を10億5,445万円としています。

その下、次に第3条他会計からの補助の補正で、一般会計から補助を受ける金額を1,511万7,000円から4,261万7,000円に増額補正しております。

7ページをご覧ください。

補正予算の詳細については、令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書、あと概要のほうに1枚ありますので、そちらを見ていただきながら説明させていただきます。

予算書7ページでは、収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益、1項営業収益、目1給水収益で2,695万円の減額補正を行います。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を目的として、水道基本料金を2か月間減免することで、市民の負担軽減を図るものでございます。その下の支出では、2項営業外収益、すみません、まだ収入です、すみません。2項営業外収益、目2他会計補助金で2,750万円の増額をお願いするものです。これは、先ほどの水道基本料金の2か月減免に係る水道料金の減額見込み額にシステム改修費用を加えた一般会計からの補助を受けるもので、2,750万円を増額しております。

提出した資料、ぺら1枚のものがありますけれども、そちらをご覧ください。

1番までは、先ほどの説明した内容です。2番のところ、対象者は、令和5年6月現在であります。8,666件、これは開栓している件数です。減額期間は、令和5年11月から12月の使用分ということで、11月の使用は12月に納付書を送って、納期が1月10日までの納期になっておりますので、1月、2月の2か月が減免になるような形になります。所要額は、先ほどどおり2,750万円です。

参考に、資料1、資料2では、メーターの口径と種別の件数が内訳で記載してありますので、後ほどご覧ください。

戻りまして、7ページのほうです。

支出におきましてです。1款水道事業費用、1項営業費用、目4業務費で55万円を増額するものです。水道基本料金を2か月減免することによるシステムの改修経費として、委託料55万円をお願いするものです。

なお、令和5年水道事業会計補正予算(第1号)を反映させ、営業活動、投資活動、財務活動の流れを表したキャッシュ・フロー計算書を4ページに、財政状態を表す予定貸借対照表を5ページから6ページに掲載させていただいておりますので、後ほどご覧おきください。

以上、令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、これで議案第22号を除いて付託された案件は、全て説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、それでは、採決に入る前に説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 1時36分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第15号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号、令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第16号については原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号、令和5年度鳥羽市水道事業特別会計補正予算（第1号）について、可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第17号については原案どおり可決することに決定いたしました。

引き続き議案第22号の審査に入りますので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

（午後 1時38分 休憩）

---

（午後 1時39分 再開）

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、議案第22号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）の審査に入ります。

初めに、概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 引き続き、私からは、9月8日に追加で提出いたしました補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

議案第22号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ8,200万円を追加し、補正後の総額を132億3,200万円とするものです。歳入予算につきましては、国庫支出金は5,238万4,000円の増額、県支出金は251万円の増額、繰入金は19万4,000円の減額、市債は2,730万円の増額としてそれぞれ計上しております。歳出予算につきましては、災害復旧費で、財源更正を含む8,200万円の増額を計上しております。また、地方債補正につきましては、農地農業用施設災害復旧事業ほか2件を追加し、限度額や起債の方法などを定めております。

以上詳細につきましては各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 企画財政課長、中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度一般会計補正予算（第5号）の歳入について、ご説明いたします。

補正予算書の8ページ、9ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金ですが、6月1日から3日にかけての豪雨により被災した道路、河川施設について、復旧工事を実施するため公共土木施設災害復旧事業費負担金5,238万4,000円を増額するものです。

次に、15款県支出金、2項県補助金、目9災害復旧費県補助金では、6月1日から3日にかけての豪雨により被災した農業用施設について、復旧工事を実施するため農地及び農業用施設災害復旧費補助金251万円を増額するものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、目1財政調整基金繰入金ですが、一般財源の財源調整として、19万4,000円を減額するものです。

21款市債、1項市債、目7災害復旧債では、同じく豪雨災害による復旧工事を実施するため、農地・農業用施設災害復旧事業債120万円、道路橋りょう災害復旧事業債1,340万円、河川災害復旧事業債1,270万円をそれぞれ増額するものです。

次に、補正予算書の4ページをお願いします。

第2表地方債補正の追加でございます。農地・農業用施設災害復旧事業の限度額を120万円、道路橋りょう災害復旧事業の限度額を1,340万円、河川災害復旧事業の限度額を1,270万円追加するものです。

なお、起債の方法等につきましては、証書借入れ、利率については年3%以内ということで設定しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず歳入について、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○南川則之委員長 戸上委員、いいですか。

（「結構です」の声あり）

○南川則之委員長 ないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。10分間休憩します。

（午後 1時45分 休憩）

（午後 1時52分 再開）

○南川則之委員長 懇前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

10款災害復旧費について、担当課の説明を求めます。

農林水産課長。

○吉川農林水産課長 農林水産課、吉川です。よろしくお願いします。

概要のほうは、4ページ上段をご覧ください。

農地・農業用施設災害復旧事業は438万2,000円の増額をお願いするものです。6月の豪雨により、相差町の農業用施設に被害が発生しましたので、復旧工事を実施するための費用となります。また、主な財源としまして、国の災害復旧費補助金を活用して行います。

事業箇所につきましては、農林水産課資料3のほうをご覧ください。

地形図が書いてあるところなんですが、赤い字で工事箇所と記載されている場所です。相差排水機場から約500メートルほど北にある農道、板敷谷1号線となります。

2枚目の資料をお願いします。同じ農林水産課3という資料になっているんですが、2枚目の資料をお願いします。

豪雨に伴う水路により道路護岸の法面が被災しましたので、延長15.5メートルを土羽からコンクリートブロック積みに復旧するものです。

3枚目、写真がつけてある資料のほうをお願いします。

被災箇所の写真となっています。上段中央の写真や右上の写真をご覧くださいますと、コンクリート舗装の下部が洗堀により空洞化している状況が確認できるかと思います。現在はブルーシートで被災箇所を養生し、被害の拡大を防いでいる状況でございます。

以上です。

○南川則之委員長 建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

資料のほうは、4ページ下段、道路橋りょう災害復旧事業で、5ページのほうが河川災害復旧事業でございます。あと、別で一度お配りさせていただきました、常任委員会の説明資料のほうに位置図を添付してございまして、今回こちらにあります国災第69号と第70号で道路災害復旧工事2か所で、こちらの2件と、河川災害復旧事業といたしましては、紙漉川で2か所、真菰川で2か所の計4カ所の補正予算をお願いするものでございます。

4ページのほうにちょっと入っていただきまして、中事業名が道路橋りょう災害復旧事業、予算額が3,890万3,000円と、あと右のほうなんですけれども、一般財源で143万9,000円、こちら財源更正をかけております。こちらは市道答志漁港の関連道線なんですけれども、こちらは応急工事を行った分の財源更正でというところで、少しこのところでちょっとお時間をいただいでご説明させていただきたいと思うんですけれども、基本、大原則、災害査定は、査定を受けて、国で認めていただいた後、工事に移るという流れになっておるんですけれども、答志のこちらのところについては査定前に工事を行ったというところで、その部分をちょっとまず最初にご説明させていただきます。

まず、最初災害の基本的な流れについてですけれども、我々事務手続を進めますのは、災害手帳に載っている、この手帳に書かれておるものに基づいて進めております。法は何かというと、公共土木施設災害復旧事業の国庫負担法に基づいて、その中で、災害手続はこうして進めなさいよと書かれております。まず、流れです

けれども、災害が発生しましたというところで、まず現地へ行って、どういう状況がまず把握する。また、いろんな方々から情報も収集して、確認して、まずどれだけ、どう崩れているのかということ把握しまして、1週間程度でまず国のほうに災害報告を上げます。その後、現地に詳細に測量調査に入りまして、現地を把握して、設計も、今回の被災した原因がどういったメカニズムで崩れたのかということ把握して、再度災害が起こらないようにということで工法を検討して、計画をして、また積算して金額を把握します。それを設計図書として作りまして、それを今度国のほうにまず申請します。今回こういったところで被災を受けたので、今後こういったところを復旧するに当たっては、この工法で幾らかかりますという申請書を国のほうに上げます。そうしたところ、次に、国は、その工法は妥当か、内容は妥当か、被災している箇所は、ちゃんと現場も確認しているかということ、国土交通省の職員と東海財務の職員が現地に来て、その申請書の内容を見ながら現地を見て、妥当かということ災害査定ということで、これが8月24日と25日、この2日間にかけて現地で内容を確認していただきました。

それで、その中でお墨付きをいただきまして、この工法は妥当だということでサインをいただきましたものですから、その後予算の手続ということで今回議会のほうに、今の道路の2件と河川の4件の補正をお願いしますよということでお話を上げさせていただいた後、内容がよろしければ、議決後、9月25日です、もう設計書は用意してございます。議決後、起案日を9月25日で起案を立てて、設計書を出して、入札行為に因って、令和5年度の年度内の完成に向けて、この6件について完成させるべく努力して進めていくという流れが通常の災害の流れでございます。

そうしたところ、なぜそうしたら答志の漁港の関連道線は査定前に現場に入ることができたのかということをご説明させていただきます。

こちら、今の災害の手続の流れの中に示されておまして、注意書きのところ、災害査定の前に工事に着手することは可能であると。その可能である中では、応急工事の取扱いということで、こういった場合については査定前に進めることができるよという取決め事項がございます。こちら、その中の42ページのところにも書いておまして、読み上げさせていただきますと、応急工事とありまして、1で国庫負担の対象となる応急工事の範囲と示されております。応急工事、原則として管理者の負担において行うということですので、まず答志の漁港関連道線につきましては、一旦市の一般財源をちょっとお借りしまして、まずそれで必要な応急工事を発注しました。その後、主務大臣が特別な事情があると認める場合においては、この応急工事についても国庫負担の対象となり得るというところで、8月24日、25日の災害の査定の中でこの内容を確認していただきまして、これは必要な行為だったということで認めていただきましたものですから、その分国庫補助金を頂くことになりましたものですから、最初立替えておりました一般財源分を減額としまして、市の一般財源を143万9,000円減額するものでございます。

そうしましたら、何でもかんでも査定前に工事を進めることができるのかということにつきましては、これも決めがございまして、ここに書かれております。例えば道路を例に取らせていただきますと、ここに書いてありますのは、交通に著しい支障を来す場合ということと、適当な迂回路がない場合、原則2キロ程度以内に迂回路がない場合においては、今の応急工事をするを認めるということが書かれておりますので、今の答志の漁港関連道線につきましては、答志と舟越漁港を結ぶ唯一の生活道路で、ほかに代替となる道路が2キ

口以内にございません。そこを、コードが、コードというのは崩れてきた土が覆い被さって通行することができないものですから、その部分について、必要最低限の道路を覆う土砂を撤去して、その後片側交互通行させるんですけれども、その間も上からくる土が来ても交通に支障がないようにということで、トン土のう、大型土のうを積んで安全も確保した中で行ったのが応急工事ということで、今の示されたものの中で読み取って、6か所あったんですけれども、その中で、こちら答志漁港関連動線が応急工事ができる要件を満たしておったものですから、ここについて応急工事を対応したものでございます。

○南川則之委員長 建設課長、そこまでのところは、委員の皆さん知っています。中身についてきちっと説明してください。

○高村建設課長 というところで、元へ戻りまして、内容といたしましては、4ページのところになりますけれども、今の答志の漁港関連動線と南登り線の道路復旧工事ということで、2か所、予算額3,890万3,000円補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちら、河川災害復旧事業、予算額3,871万5,000円、こちらは4か所の河川災害復旧工事をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

10款災害復旧費についてご質疑はございませんか。農林水産課と建設課両方にわたってご質疑があれば、よろしくお願ひします。

木下委員。

○木下順一委員 まず、農林のほうから。農地・農業用施設、3号補正も450万円ぐらいあったと思うんですけれども、合わせて今回の6月2日の災害は積み残しがないということによろしいですか。

○南川則之委員長 谷係長。

○谷係長 6月1日から3日にかけての豪雨については、現場を確認した結果、積み残しはないと判断しております。

以上です。

○木下順一委員 農林がなければ、建設も一緒の質問をさせていただきたいんですけれども。

○南川則之委員長 どうぞ。

○木下順一委員 建設課も一緒のことですか。

○南川則之委員長 高村建設課長。

○高村建設課長 当然災害復旧事業ということですので、当該年度に発生した災害でということで、把握したものと2件と4件、申請を全て上げてございます。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 ありがとうございます。採決した後、粛々と入札も行っていただいて、早期の復旧をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

農地・農業用施設災害復旧費の関連と、ほかでもよろしいので、どうぞ。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 中村委員、ないですか。

ほかはよろしいですか。

ご質疑もないようですので、これで付託された案件は、全て説明を受けました。

続いて採決に入る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、それでは、採決に入る前に説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午後 2時05分 休憩)

---

(午後 2時07分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第22号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立 全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもちまして、予算決算常任委員会を散会します。ありがとうございました。

(午後 2時08分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年9月19日

予算決算常任委員長      南   川   則   之

予算決算常任副委員長      瀬   崎   伸   一